

提出 順番	No. 10	平成28年6月3日 (午前)・午後10時50分
----------	-----------	----------------------------

平成28年 6月 3日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

幕別町議会議員 野原恵子 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 高齢者が安心して暮らせる町に・・・介護予防・日常生活支援総合事業への対応は	<p>2014年6月「医療介護総合法」が成立し、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の退院を強化するなど、公的介護・医療保険を土台から崩すことになりました。</p> <p>最大の問題は、介護保険を利用している要支援者向けのサービスの制限です。現在、「要支援1、2」と認定され介護サービスを受けている人の8割以上は、ヘルパーによる「訪問介護」、デイサービスなどの「通所介護」を利用しています。</p> <p>「医療介護総合法」は、この二つの要支援者向けサービスを保険給付から外し、市町村が実施している地域支援事業に新たなメニューを設け、新しい地域支援事業として実施するとしています。すでに実施している町村もあります。幕別町は来年度から実施するとして新しい総合事業・包括的支援事業・任意事業の計画が進められています。</p> <p>今まで、保険給付されてきたサービスを自治体の事業に追いやると同時に、予算削減の枠組みを作り、自治体をサービス切り捨て・給付費削減に追い立てるのではないかと懸念もあります。</p> <p>高齢者が安心して暮らせる町にしていくためには、公的保険、自治体措置、地域福祉が一体となって手立てを講じていくことです。</p>

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
<p>2 福祉用具レンタルの 保険給付について</p>	<p>そこで、次の点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 来年度から新しい地域支援事業を実施していくとしているが、委託していく事業の内容は。 ② 訪問型・通所型サービスに直接携わるのは、雇用された労働者・ボランティア・保健師・元気な高齢者としているが、それぞれどのように対応するのか。 ③ 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体に住民の意見が反映されるよう、公募による人材の配置を。 ④ 要介護認定を省略し「基本チェックリスト」で対象者を判断出来るとしているが、窓口担当者に専門職の配置を。 ⑤ 「地域ケア会議」を推進していくとしているが、要支援1、2の認定を受けている人のサービスを後退させないこと、新たな要支援1、2の認定を受けた人に対するサービスは今までと同じ条件で対応するよう求めていくこと。 ⑥ 在宅医療・介護連携に関する相談支援の窓口をどこに設置するのか。 <p>財務省は福祉用具レンタルを、要支援1から要介護2までの利用を「原則自己負担」とし、保険給付の割合を大幅に引き下げると提案しているが、現行どおり介護保険の給付対象とすべきと国に求めていくこと。</p>